公益財団法人一戸町社会福祉基金助成事業要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　制定　平成３年１０月３０日

（沿革）　平成２６年４月１日　一部改正

（目的）

第１条　この要綱は、公益財団法人一戸町社会福祉基金定款（以下「定款」という。）第4条に基づく助成事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（助成対象者）

第２条　助成の対象となるものは、次の各号に定めるところによる。

（１）社会福祉を目的として組織された社会福祉法人及び公益法人（一般財団法人及び一般社団法人を含む）、特定非営利活動法人であって、一戸町民を対象とした事業を実施する団体

（２）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項に規定する施設を運営する団体

（３）一戸町民の福祉向上を図ることを目的として組織された福祉団体及び住民団体

（助成対象事業）

第3条　助成事業は、定款第４条に定める事業とし、別表に掲げるものとし、一戸町内において助成対象事業を確実に遂行できる見込みがあるものとする。ただし、専ら営利を目的とする事業は助成対象としない。

（助成対象経費）

第４条　助成対象となる経費は、助成の対象となるものが第３条に規定する事業を行うために要する経費とする。ただし、不動産取得費、職員給与費その他理事長が定める経費を除くものとする。

（助成期間）

第５条　助成の期間は、１年とする。ただし、理事長が事業の遂行上必要と認めたものについては、この限りでない。

（助成事業に充てる経費）

第６条　助成事業の実施に必要な経費は、基金から生じる果実の75パーセントを下回らない額を充てるものとする。

（助成の申請）

第7条　助成を受けようとするものは、一戸町社会福祉基金が定める申請書及び関係書類を理事長に提出しなければならない。

（助成金の額）

第8条　助成金の額は、第4条に定める助成対象経費の合計額から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額の範囲内の額とし、当該事業費の9割相当額を上限とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

（助成の決定）

第9条　理事長は、申請書を受理したときは、理事会の議決を得て決定するものとする。ただし、理事が関係する団体等の審査を行う場合は、当該理事には議決権を与えない。

（決定通知）

第10条　理事長は、第9条の規定により助成の適否を決定したときは、すみやかに申請者に通知するものとする。

（実績報告書及び助成金交付請求書の提出）

第11条　助成の決定を受けた者は、助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書及び助成金交付請求書に助成事業が完了したことを証する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

２　理事長は、前項の規定による書類を受理した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実施調査を行い、助成事業が助成の決定内容に適合すると認めたときは、すみやかに助成金を交付するものとする。

（前払金）

第12条　助成の決定を受けた者が、助成金の前金を受けようとするときは、その理由及び関係書類を添えて、前金払請求書を理事長に提出しなければならない。

2　理事長は、前項の規定による書類を受理した場合は、助成事業の遂行上必要と認めたときは、前金払いをすることができる。

（補足）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

　附　則

この要綱は、平成3年10月30日から施行し、平成3年度事業から適用する。

　附　則

　　この要綱は、平成２６年４月１日から適用する。

別表（第3条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 事業内容 |
| 社会福祉団体等の活動に対する助成 | (1)社会福祉施設を拠点とした在宅福祉活動及び地域福祉活動に必要な経費で、他制度で助成対象とならない事業  (2)在宅福祉活動及び地域福祉の増進等、社会福祉の増進を図るために行う福祉活動 (3)高齢化社会に向けて健康維持の方法や日常生活に便宜を図るために行う福祉活動 (4)児童の健全育成に寄与する福祉活動 (5)社会福祉に関する研修及び講習会の開催または受講 |
| 社会福祉施設の整備に対する助成 | 1. 社会福祉施設を拠点とした公的制度に寄らない在宅福祉活動に必要な機材や器具で、他制度で助成対象とならない施設の整備事業 2. 入所者の危険防止等のための修繕や施設整備で、他制度の助成対象とならない事業 |